

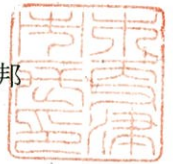
木更津市告示第 106号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号）第53条の2第1項の規定に基づき、下記のことを指定納付受託者に指定したので、同規則第53条の2第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

木更津市長 渡辺 芳 邦



1 指定納付受託者の住所及び名称

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 WBGマリブイースト9階

ちばぎんディーシーカード株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 WBGマリブイースト9階

ちばぎんジェーシービーカード株式会社

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア39階 WeWork内

株式会社トラストバンク

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

楽天グループ株式会社

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13階

株式会社さとふる

2 指定納付受託者に納付させる歳入

木更津市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払いの方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定の期日

令和4年4月1日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで